

# アツギ株式取得のための任意団体規約 (案)

(名称)

第1条 この会は、アツギ株式会社株式取得会（以下「本会」という）と称する。

(目的・趣旨)

第2条 本会は、下北半島にむつ製鉄計画破綻後誘致され、今日迄工場を操業し続けているアツギ株式会社（以下、「アツギ」という。）を応援し、アツギと会員との間の絆を深めるため、アツギの株式を購入し続けることを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、この規約の定めにより、会員の拠出する金銭をもってアツギの株式を購入し、本会の名義をもってその株券を保管するとともに、当該株式にかかわる権利保全のための一切の業務を行う。

2 本会を解散する場合以外、売却はこれを行わない。

(会員資格)

第4条 本会の会員は、第2条の目的に賛同する個人、団体および企業をもって構成する。

(入会)

第5条 本会に入会を希望する個人、団体および企業は、理事長へ所定の入会申込書を提出し、理事長の承認を受けなければならない。

(拠出金)

第6条 会員は、毎月26日限り、一定口数の拠出金を本会に拠出する。

2 拠出金は1口5,000円とし、最低は1口、上限は6口とする。

3 口数を変更しようとする会員は、理事長に届け出ることによりいつでも変更することができる。

4 会員はやむを得ない場合には、理事長の承認を得て拠出を休止することができる。

(株式の購入)

第7条 本会は、毎月の会員の拠出金（以下「株式購入資金」という。）の合計金額から委託手数料等の必要経費を差し引いた金額をもって株式の購入に充てるものとし、証券取引所における翌月最初の取引日の初値で、株式の購入を行なう。

2 株式購入資金のうち、売買単位1,000株の購入代金に満たない部分については、翌月の株式購入資金に充当するほか、別途定める方法により運用する。

(理事長の受託)

第8条 会員は、前条により購入した株式を管理の目的をもって理事長に信託し、理事長はこれを受託する。

(株式分割等の取扱)

第9条 前条により理事長に信託された株式にかかわる配当金、分割株式等の果実は、その分配を会員総会に於いて決定する。

(会員の持分)

第10条 会員は、信託株式およびそれにかかわる果実について持分を有する。

2 本会は、次の要領で算出した株式数を、各会員の持分として会員別持分明細簿に登録する。

(1) 第7条により購入した株式については、当該購入時における各会員の株式購入資金に応ずる株式数

(2) 信託株式にかかわる分割株式については、当該基準日における各会員の登録された持分に応ずる株式数

(持分の譲渡、質入の禁止)

第11条 会員は、前条により登録された自己の持分に関する権利を理事長の承認を受けた場合のほかは、他に譲渡もしくは質入することはできない。

(持分の譲渡等)

第12条 会員は、その持分を引出すことはできない。

2 会員は、運営細則で定める様式に従い、譲渡承認に関する書類を提出して理事長の承認を受け、かつ、譲渡代金が拠出額を超えないことを条件に、その持分を譲渡することができる。

3 会員が持分の全部を他へ譲渡した場合は、自動的に退会するものとする。

4 いかなる場合においても、持分の引き出しに際し、会員に拠出額を超える代金を支払うことはできない。

(退会)

第13条 会員は、いつでも退会することができる。

2 退会時には、支払済の会費合計額を本会で精算する。但し、運営費は返還されない。

(返還金の処理)

第 14 条 前条に於いて退会した会員の会費については、これを会員間に於いて引き受ける。

- 2 引き受けた会員の口数が 6 口を超えてもやむを得ないものとする。
- 3 引受会員の選定は、理事の話し合いによる。

(再入会)

第 15 条 退会した会員が改めて入会することは自由とする。

(会員の相続)

第 16 条 会員が死亡した場合、相続人が当該会員の権利及び義務を承継するものとする。

- 2 承継する相続人は、当該会員の死亡の日から 60 日以内に運営細則で定める様式にて相続の届出をするものとする。

(議決権行使)

第 17 条 信託株式にかかわる議決権は、受託者である本会理事長がこれを行使する。

(役員を選任)

第 18 条 本会の運営を円滑ならしめるため、本会の役員として理事若干名および監事 1 名をおく。

- 2 理事および監事は、会員の中から総会で選任する。
- 3 監事は、税理士、会計士とする。
- 4 役員任期は 3 年とし、再任はできないものとする。

(理事長)

第 19 条 理事は互選により理事長を選任する。

- 2 理事長は、対外関係において本会を代表する
- 3 理事長は本会を代表し、本規約に定める業務を執行する。理事長に事故あるときは、理事会で予め定めた順序に従って、その他の理事がこれに代るものとする。

(理事会)

第 20 条 理事は理事会を構成し、本会の運営にあたる。

- 2 理事長は、必要に応じて理事会を招集する。
- 3 理事会は次の事項を決定する。
  - (1) 本規約または本規約に基づく細則の規定により、理事会が決定すべきものとされた事項

(2) その他、本会の業務の処理上重要と理事長が認めた事項

4 理事会の決定は、出席理事の過半数によって行なう。

(監事)

第21条 監事は、理事の業務を監査する。

2 監事は、必要と認めたときは何時でも、本会の業務の状況につき、理事長に報告を求めることができる。

3 監事は、理事会において意見を述べることができる。

(総会)

第22条 総会は総会員で組織する。

2 定時総会は、毎年1回開催し、これを5月のしかるべき日とする。また、必要と認めるときは臨時総会を招集することができる。

3 総会の招集は、理事長がこれを行うものとする。

4 総会の決議は、出席会員の議決権の過半数によって決定する。

5 会員は、各自、持分と関係なく、1個の議決権を有する。

(本会運営経費)

第23条 本会の運営に必要な経費（以下「運営費」という。）は、会員が負担する。

2 会員は、毎月26日限り、運営費として会員1名あたり500円を支払う。

3 退会時、運営費の清算は行わない。

(事業年度)

第24条 本会の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

(業務報告)

第25条 理事会は、毎年3月末日をもって過去1年間の業務の状況報告書を作成し、監事の承認を得たのち会員に報告するものとする。

(解散)

第26条 本会は、総会において総会員の3分の2以上の賛成をもって解散する。

2 本会は、毎月1000株以上の株式を購入することができない状況に本会がなったときは、総会において総会員の過半数の賛成をもって解散することができる。

(清算)

第27条 本会が解散したときは、総会員の過半数により清算人を選任する

(清算事務)

第 28 条 清算人は、就職後遅滞なく財産の状況を調査して財産目録を作成し、財産処分の具体案を定めるとともに、総会を招集して財産目録及び財産処分の具体案につき承認を得なければならない。

(運営の細目)

第 29 条 本会の運営に関する細目は、理事会の定める本会細則によるものとする。

## 付則

第 1 条 本規約は、平成 27 年 6 月 1 日より実施する。

初年度の事業年度は平成 27 年 6 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までとする。

第 2 条 本会発足当初の理事及び監事は下記のとおりとする。

理事長	●●●●
理事	●●●●
理事	●●●●
監事	●●●●

# アツギ株式会社支援者持株会（仮称）規約運営細則

## （持分の譲渡）

第1条 ①規約第●条に基づく持分の譲渡承認に関する書類は、様式1に定めるものとする。

②理事長は、規約第●条に基づき、前項の譲渡承認の請求があった場合、請求から2週間以内に譲渡の承認をするか否かの決定をするものとする。

③理事長により前項の譲渡承認がなされた場合は、様式2に定める様式により、すみやかに譲渡人にその旨の通知をし、会員別持分明細簿にその旨を記載するものとする。

## （持分の放棄）

第2条 ①規約第●条に基づき、会員から持分放棄による退会の申し出があった場合、様式3の様式により、持分放棄証書の提出を求めるものとする。

②会員から持分放棄証書の提出を受けた場合、すみやかに会員別持分明細簿にその旨の記載をするものとする。

## （会員の相続）

第3条 ①会員が死亡した場合、規約第●条の規定に基づき、会員の相続人より様式4に定める持分相続届及び相続確認書類の提出を求めるものとする。

②前項の相続届の提出があった場合、すみやかに相続確認書類により相続関係を確認し、会員別持分明細簿にその旨の記載をするものとする。

<イメージ図>

